

損害賠償請求事件の判決について

市が被告となった訴訟について、下記のとおり判決がありましたので報告します。

記

- 1 日 付 令和3年12月2日
- 2 事件名 損害賠償請求事件
- 3 主 文
 - (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。